○地方税法施行令附則第九条の三第一項第一号ハの規定に基づき、改修工事対象住宅のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が総務大臣と協議して定める件（同四七五）　八二五

○地方税法施行令附則第九条の三第一項第一号ニの規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に関する基準を定める件（同四七六）

○地方税法施行令附則第九条の三第一項第一号ホの規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する修繕又は模様替を定める件（同四七七）　八二六

○地方税法施行令附則第九条の三第一項第一号への規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する修繕又は模様替を定める件（同四七八）　八二六

○地方税法施行令附則第九条の三第一項第一号トの規定に基づき、改修工事対象住宅の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が総務大臣と協議して定める保証保険契約を定める件（同四七九）　八二八

○租税特別措置法施行令第四十条の四の二第四項第五号及び第四十条の五第四項第五号の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件（同四八〇）　八二九

○租税特別措置法施行令第四十条の四の二第四項第六号及び第四十条の五第四項第六号の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件（同四八一）　八二九

○租税特別措置法施行令第四十条の四の二第四項第七号及び第四十条の五第四項第七号の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件（同四八二）

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第四項第五号の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件（同四八三）　八三三

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第四項第六号の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件（同四八四）

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第四項第七号の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件（同四八五）　八三五

○平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号の一部を改正する件（同四八六）

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十号の一部を改正する件（同四八七）　八三六

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号の一部を改正する件（同四八八）　八三八

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号の一部を改正する件（同四八九）　八四三

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号の一部を改正する件（同四九〇）

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号の一部を改正する件（同四九一）　八四五

○平成二十一年国土交通省告示第三百七十四号の一部を改正する件（同四九二）　八四八